

全国健康保険協会船員保険協議会（第 64 回）議事録

日時：令和 6 年 7 月 22 日（月）15：01～17：14

場所：全国健康保険協会本部大会議室

参加者：金岡委員、菊池委員長、高橋委員、立川委員、田中委員、中出委員、長岡委員
平岡委員、村方委員、渡邊委員（五十音順）

〔議題〕

1. 令和 5 年度決算について
2. 船員保険就学等援護費の改正について
3. 船内診療所の新規指定について
4. 保険証の新規発行終了に伴う事務手続きの変更について
5. その他

菊池委員長：

定刻を少し過ぎまして申し訳ございません。大変暑い中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。ただいまから第 64 回船員保険協議会を始めさせていただきます。まず委員の交代などがありましたので、事務局からご紹介お願いいたします。

上廣船員保険部次長：

船員保険部次長の上廣でございます。よろしく申し上げます。

それではまず 7 月 22 日付で厚生労働大臣より任命されておりますので、ご紹介をさせていただきます。日本内航海運組合総連合会の村方委員でございます。

村方委員：

日本内航海運組合総連合会の村方でございます。本日はよろしく願いいたします。

上廣船員保険部次長：

続きまして、オブザーバーとして厚生労働省よりご出席いただいておりますが、人事異動があったとのことですのでご紹介申し上げます。7 月 5 日付で就任されました佐藤保険課長でございます

佐藤保険課長：

厚生労働省保険課長の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

上廣船員保険部次長：

続きまして、協会の役員の交代につきましてご紹介をさせていただきます。7月7日付で船員保険担当理事に就任しました稼農でございます。

稼農理事：

稼農でございます。皆様どうぞよろしく願いいたします。

上廣船員保険部次長：

紹介は以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

次に本日の出席状況でございますが、佐藤委員と綾委員より欠席のご連絡をいただいております。そして渡邊委員がオンライン参加ということでございますが、音声の調整がまだ終了していない状況でございますので、引き続きご調整いただければと思います。

また、先ほどご紹介いただきましたが、本日もオブザーバーとして、厚生労働省よりご出席いただいております。

それでは議事に入ります。事務局から議題1. 令和5年度決算について説明をお願いいたします。

上廣船員保険部次長：

それでは、議題1. 令和5年度決算についてご説明をさせていただきます。説明は失礼ながら着座にて進めさせていただきます。はじめに資料1、決算報告書をご覧ください。資料の説明は裏面でございます。

令和5年度の収支状況につきまして、予算と決算を対比してお示ししてございます。決算額のところをご覧ください。初めに、上段の収入金額の合計でございますが、一番下のところで、約480億4,900万円となっております。続きまして支出でございますが、一番下の計のところ、合計で約427億9,700万円でございます。内訳のほうを見ていただきますと、一番上の保険給付費、こちらが約258億3,000万円でございます。それと、高齢者医療への拠出金等が約99億4,300万円。介護納付金が約30億2,600万円。また事務費としまして、業務経費が約23億8,600万円。一般管理費が約15億6,900万円となっております。

支出の内訳ですが、まず一番上の保険給付費、こちら決算額の右の差額のところですけども、約16億6,000万円となっております。主な要因としましては、医療給付費が予算積算時の推計と比較しまして少なかったというところがございます。

続きまして、真ん中辺の業務経費のところをご覧くださいと思います。

業務経費と一般管理費がありますけれども、まず業務経費につきましては、約7億1,800

万円のマイナスになっております。内訳ですが、さらにそこから三つ下のところで、保健事業経費が約3億1,900万円のマイナスとなっております。主な要因としましては、右側の備考欄に記載しております。健診受診率の目標を達成するために必要な予算を見込んでございますが、目標としている受診率を達成できなかったことが主な要因となっております。なお、健診受診率そのものにつきましては、利用勧奨等、様々な取組により受診率は上がっているのですけれども、少し高めに設定した目標値によって、届かなかったということがございます。

次は4段目の福祉事業経費でございます。こちらは約2億8,700万円のマイナスになってございます。こちらは保養所の利用が予算時の見込みを下回ったことが主な要因となっております。こちら少し補足をさせていただきますと、保養所だけでなく、無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業等の他の福祉事業を含めまして、これらの事業に係る予算に不足を発生させないように、余裕を持った予算編成を行っているため、例年マイナスが発生しやすい項目となっておりますのでご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、一般管理費ですが、差額を見ていただきますと、約3億8,000万円のマイナスとなっております。その内訳ですが、さらに三つ下のところの一般事務経費、こちらが約3億100万円のマイナスでございまして、システム関係の経費が予算額を下回ったことが主な要因となっております。船員保険システムの刷新そのものが遅れたということではなく、順調に進捗しておりますが、調達等様々な工夫した結果として支出が抑えられたものとなっております。

さらに一番下、収支差でございますが、約52億5,200万円となっております、これを累積収支に繰入れさせていただきたいと思っております。

続きまして資料2をご覧ください。令和5年度財務諸表となっております。こちら、まず損益計算書についてご説明をさせていただきたいと思っております。ページで言うと3ページから4ページのところをお開きください。

初めに、経常費用のところでございます。合計ですが、4ページの右端欄の3行目、約422億7,000万円でございます。

続きまして経常収益でございます。合計につきましては右端欄の6行目にございまして、約469億8,000万円となっております。その下の経常利益ですが、約47億1,000万円となっております。最終的な当期純利益につきましては、右端の欄の一番下でございますが、約47億1,000万円となっております。

稼農理事：

すみません、お手元の資料ですが、ページの数字が入ってございません。大変失礼いたしました。見開いたところ、貸借対照表のところを1ページとさせていただきます。見開きの次のページを2ページ、開いていただきまして、損益計算書が左に来るところを3ページでお願いいたします。その横が4ページでございます。もう1枚開いていただきまして、キャ

キャッシュフロー計算書、これが5ページでございます。次に、右側の利益の処分に関する書類、これが6ページになります。それ以降は注意事項です。大変失礼いたしました。引き続きまして説明させていただきます。

上廣船員保険部次長：

申し訳ございません。1ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部のⅠの流動資産のところでございます。合計額は右端の1行目でございます約727億8,000万円でございます。

また、Ⅱの固定資産でございます。合計額につきましては、右端の2行目でございます約6億円となっております。資産の合計は右端の一番下でございます、約733億8,000万円でございます。

続きまして、隣の2ページ上段のところは負債の部でございます。Ⅰの流動負債、こちらは合計が右端欄のところの1行目、約38億4,000万円でございます。

Ⅱの固定負債合計額は、右端の2行目でございます約6億2,000万円でございます。負債の合計につきましては右端の3行目でございます、約44億6,000万円となっております。

続きまして、純資産の部でございますが、Ⅰの資本金、こちらは全額全国健康保険協会が船員保険を承継した際の政府出資金で、右端の4行目でございますが、約4億7,000万円となっております。その下のⅡの準備金につきましては、右端の下から4行目でございます、約637億4,000万円となっております。

続きまして、括弧書きになっております当期純利益、先ほど損益計算書で計上いたしました約47億1,000万円と同じ金額となっております。純資産の合計は、右端欄下から2行目でございますが、約689億2,000万円となっております。負債と純資産の合計が右端欄一番下の約733億8,000万円となり、資産の部の資産合計とバランスしてございます。

続きまして、先ほど申し上げました5ページ目を見ていただきまして、キャッシュフロー計算書をご覧いただきたいと思っております。こちらは、現金の出入りを示したものでございますが、Ⅵの資金期末残高をご覧いただきたいと思っております。約727億1,000万円でございます。こちらが先ほど報告しました1ページ目の貸借対照表の現金及び預金の額と残額が一致するということでございます。

続きまして、隣の6ページが利益の処分に関する書類ということになっておりまして、こちらにつきましては欄外でございますとおり、利益処分を行った場合、船員保険法第124条の準備金の残高は、約684億5,000万円となるところでございます。以上が資料2の説明となっております。続きまして参考資料2をご覧いただきたいと思っております。

先ほどの資料1につきましては、協会の法人としての決算でございますが、資料2につきましては、これに国の特別会計における他の収支を合わせました、いわゆる合算ベースの部門ごとの決算の内容になってございます。

1ページ目の疾病保険部門につきましては、令和5年度決算見込みのところを見ていた

だきたいのですが、保険料収入が約 337 億 7,000 万円となっており、収入の合計額が約 378 億 4,000 万円となっています。こちら前年度比で約 15 億 7,000 万円の増加となっておりま
す。対しまして、支出の合計、こちらは下の計を見ていただきましたら、約 311 億 1,000 万
円でございます。こちらは保険給付費が前年度比較で約 1 億 4,000 万円のマイナスとな
っておりますが、主な要因としましては、新型コロナ関連の給付が減少したことが要因と分析
しております。その下の前期高齢者納付金、それと後期高齢者支援金のところですが、それ
ぞれ約 1 億 5,000 万円、それと約 5 億 7,000 万円の増加ということになっておりまして、
支出の合計につきましては、前年度と比較しまして、約 4 億 8,000 万円の増加となってござ
います。

この結果、単年度収支差は約 67 億 3,000 万円の黒字となってございまして、令和 5 年度
末の準備金残高は約 524 億 1,000 万円となっております。

続きまして、裏面の災害保健福祉保険部門についてでございます。収入の合計につきまし
ては、約 38 億円となっております。これに対しまして、支出の合計が約 40 億円となっ
ておりまして、マイナス約 2 億円が単年度収支差となっております。その結果、令和 5 年度末の
準備金残高は約 195 億 1,000 万円となっております。以上が決算関係の報告になってご
ざいます。

続きまして、事業報告について説明させていただきたいと思います。

資料は、資料 3 と参考資料 1 が事業報告の内容になってございますが、本日は時間の関係
もございまして、参考資料 1 の事業報告書の概要版でご報告をさせていただきたいと思
います。

初めに、1 枚めくっていただいて、2 ページにございます表が、加入者数、船舶所有者数、
標準報酬月額の変動でございます。表の一番上に被保険者数が記載されていますが、2023 年
度は、被保険者数 5 万 7,080 人ということで、前年度より少し増加という中身になっていま
す。内訳を見ますと、汽船等は 0.7% 増、漁船(ろ)は 0.4% 増となっております。汽船等
につきましては 3 年連続、漁船(ろ)は 2 年連続の増加となっております。

次に、被扶養者、扶養家族の方の人数でございます。こちらは 2023 年度を見ていただき
ますと、5 万 2,246 人ということでマイナス 2.9% となっております。被保険者と被扶養
者を合計しますと 10 万 9,326 人ということで、マイナス 1.3% でございます。全体とし
てはやや減少という形になってございます。ここで被保険者の方の年齢階層別の推移につ
いて少しご説明をしたいのですが、資料 3 の表を見ていただきたいと思います。

資料 3 の 8 ページを開いていただきたいと思います。8 ページの上の表ですけれども、船
員保険被保険者の年齢階層別の推移ということになってございます。主に 2019 年 3 月の指
標、これと比較したのようになっておりまして、特に特徴的なところは 20 代の後半から 30 代
前半がやや増加しているということ。それと、50 代から 60 代にかけて減少して、70 代以上
が増加しているということが 2019 年と比較しての変化というところになってございます。も
ともと 10 年ほど前までは、この 60 代以上の山が大きかったのですが、今は、少しなだらか

になってきているかと思えます。

それと特に、若年層の山ですけれども、こちらは主に漁船の技能実習生が増加している影響があると分析してございます。以上、年齢階層別の推移についてご紹介をさせていただきました。参考資料1にお戻りいただきたいと思えます。

先ほどの被保険者数のところの一つ下、平均標準報酬月額でございます。2023年度は44万7,998円となっております。平均標準報酬月額については年々増加という形になっておりますが、特に2023年度は前年度と比較しまして増加幅が拡大し、3.4%のプラスとなっております。

続きまして3ページですけれども、職務外の事由に関する医療費と保険給付費についてでございます。まず四角囲みに記載しましたが、全体の医療費の総額は約236億円で、前年度比0.1%のマイナスとなっております。職務外に限って見ていきますと、表の一番上でございますが、医療費総額が約222億円となっており、前年度より約7,000万円のマイナスで、前年度比0.3%のマイナスとなっております。こちら、原因としては加入者数が少し減少していることが影響していると考えております。

次に表の4番目、加入者一人当たりの医療費でございます。こちら、2023年度は15万6,684円でございます。こちら直近3年の状況を比較していただきますと、特に2021年度は新型コロナの影響による反動でプラス5.4%と伸びました。その後2022年度はプラス1.6%、そして2023年がプラス1.8%ということなので、新型コロナの影響はある程度安定してきていると考えております。

また下から2段目、その他の現金給付のところですが、2023年度は約30億500万円ということで、マイナス4.1%と大きく減少しております。こちらは、前年度2022年度が、新型コロナの流行による傷病手当金の給付が急増した年度でございましたが、新型コロナが5類に移行したことに伴って、新型コロナによる傷病手当金の給付が徐々に減少に転じたということが主な要因と考えてございます。

続きまして4ページからは、基盤的保険者機能関係の実施状況について報告をさせていただきます。

初めに(1)正確かつ迅速な業務の実施についてでございます。まずポツの1つ目、職務外給付のサービススタンダードにつきましては、年間を通して目標である10営業日以内の給付は達成できました。平均所要日数は6.21日でございます。2ポツ目、保険証発行につきましても、船員保険部に情報が届いてから送付までの期間について、目標の3日以内を年間通じて100%達成できたところでございます。

(2)の適正な保険給付の確保につきましては、いわゆる柔整の施術療養費の照会の関係でございます。特に多部位かつ頻回受診の申請、長期受診となっている申請につきまして文書照会等を行う中で適正給付に努めてございます。結果につきましては、KPIについては3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請割合は1.89%ということで、KPIである1.71%を達成することができませんでした。

(3)は効果的なレセプト点検の推進についてでございます。船員保険では内容点検を外部事業者に委託してございますが、この外部事業者が査定額の向上に取り組んでいただくよう、査定率に応じて委託費を支払う契約内容としております。外部事業者とは、査定額の向上に向けた打合せを常に行い、両者が合意の上で決定した目標設定を行うなど工夫した取組の結果、被保険者一人当たり内容点検効果額は226.8円となり、KPIである159円を大きく上回ることができました。

(4)返納金債権の発生防止の取組の強化というところで、債権の発生防止については保険証の回収強化、被扶養者資格の再確認を実施しております。保険証の早期回収、被扶養者再確認につきましてKPIをそれぞれ設定して取り組みましたが、ご覧のようにいずれも未達成でございました。

(5)は債権回収業務の推進でございます。債権につきましては、6か月以内の早期回収の取組を行っておりますが、現年度の返納金債権の回収率は87.8%ということでKPIを達成しております。一方で、過年度のKPIは未達成でございました。要因につきまして、特に2022年度に発生しました債権の中で、債務者一人で1,000万円を超える債権が発生するケースが生じ、回収できなかったことが大きな要因となっております。この債権につきましては、2022年度中に法的手続を裁判所に行い、現在も対応中となっております。

続きまして5ページでございます。(6)制度の利用促進についてでございます。こちらは高額療養費の未申請者の申請勧奨、それと限度額適用認定証の利用促進、職務上の上乗せ給付の勧奨について取り組んでございます。

1つ目のポツ、高額療養費未申請者の申請割合、3つ目のポツ、職務上の上乗せ給付の申請割合の2つのKPIは達成できたところでございます。

(7)は福祉事業の効果的な実施でございます。無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業、そして保養事業について記載をしております。保養事業のうち、表の一番下の旅行代理店を活用した保養施設利用補助につきましては、利用者数はプラス592人、宿泊数はプラス966泊と利用者数が増加したところでございます。

続きまして、(8)サービス向上のための取組として、お客様満足度調査を実施しておりますが、こちらはKPIを達成し、高い満足度を維持しているところでございます。

(9)健全な財政運営の確保というところで、二つ目のポツのとおり、例年どおり2024年度収支見込みと、2029年度までの中期的収支財政見通しを船員保険協議会で議論し、現行の保険料率を維持していくことが了承されたところでございます。

(10)はオンライン資格確認の円滑な実施についてでございます。ポツの二つ目にありますとおり、令和6年3月末時点でのマイナンバー収録率は99.5%となっております。ポツの三つ目ですが、マイナ保険証の利用率向上に向け、あらゆる機会を捉えて、マイナ保険証の周知広報に努めているところでございます。

続きまして6ページから、戦略的保険者機能関係の実施状況、実績等でございます。

(1)は特定健康診査等の推進でございます。受診勧奨及び健診実施機関の拡充、また巡回

健診の拡充、それと船員手帳の健康証明書データの提供の勧奨を実施してまいりました。結果は表にお示ししたとおりでございますが、生活習慣予防健診は概ねK P I を達成できたものの、船員手帳健康証明書データ及び被扶養者の特定健診受診率は、K P I 未達成というところでございます。

続きまして、(2)の特定保健指導の実施率の向上でございます。こちら初回面談の分割実施をはじめとした取組を行った結果ですが、被保険者のK P I は達成できませんでした、被扶養者の方のK P I は達成することができたところでございます。健診・保健指導につきましては、令和5年4月より船舶所有者に船員の健診記録の保有が義務化される等、法令改正がされたということもあり、こういったことも踏まえた取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(3)加入者の健康意識向上に対する支援というところで、ポツの1つ目でございますが、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供リーフレットを8,814人に配布、またポツの2つ目で船員保険健康アプリについて登録勧奨を行い、2024年3月末時点で2,241人にご利用いただいているところでございます。

続きまして7ページでございます。(4)で加入者の禁煙に対する支援というところで、スマートフォンを活用した禁煙プログラムを実施しておりますが、プログラム終了者は164人ということで、K P I を達成してございます。

(5)は船舶所有者等への健康意識向上に対する支援ということで、今年度も健康度カルテを作成し、合計1,694社に提供したところでございます。また、関係団体が開催する大会等において健康づくり及びメンタルヘルスに関する出前健康講座を30回、船員養成学校では特別講義を15回開催したところでございます。その際には、船員養成校の学生に対するアンケート調査でどのような企業に就職したいかということも質問して、船員の健康や働き方に配慮していることを一番大事にしているというような回答結果も得られたところでございます。

続きまして、(6)船舶所有者とのコラボヘルスの推進についてということで、1つ目のポツでは、特に2023年度は関係団体の皆様のお力添えをいただきながら力を入れて取り組んでまいりました。その結果、船員の健康づくり宣言のエントリー数につきましては245社ということで、K P I の200社を大きく上回ることができたところでございます。主な取組についても幾つかチェックで挙げておりますが、1つ目だけ紹介させていただきますと、健康経営優良法人認定を支援できる仕組みを構築しまして、船舶所有者の皆様に合わせてアドバイスや情報提供を行ってきたところでございます。その結果として、このポツの一番下のところを見ていただきますと、健康経営優良法人2024において船員保険部のフォローアップを通じた認定が初めてされたということなど、その効果が徐々に表れているところでございます。

続きまして、5つ目のポツですけれども、船員保険部職員が全国の船舶所有者165社を訪問し勧奨したというところでございますが、67の船舶所有者からエントリーをいただきま

した。また、直接現場のご意見をいただく貴重な機会ということで、令和6年度も船舶所有者訪問を取り組んでいきたいと考えております。

(7)ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、KPIを達成したところでございますのでご覧いただきたいと思っております。

続きまして8ページでございます。(9)の調査・研究の推進のところでございますが、特に、先ほどのコラボヘルスとともに、調査研究についても力を入れてまいりました。1つ目のポツは、歯の健康に関する調査ということで、う蝕や歯周疾患の重症化率等の分析について記載しております。分析の結果として、特に船員の皆さんの特徴として歯科医療費・受診率が全体的に低いということ、それとう蝕、歯周疾患とも重症化率が高い。また咀嚼状況で噛めない、ほとんど噛めないと回答した割合が高いことが判明し、さらとう蝕、歯周疾患につきましては、汽船の方よりも漁船の方のほうがより重症化率が高いことなどが分かったところでございます。

これらの結果から、令和6年度は早期受診を促すとともに、セルフケアの重要性に鑑みて、船員デンタルケアキットの配布や、歯の健康に関する出前講座といった新規取組を実施する計画を立てているところでございます。

2つ目のポツは大規模なアンケートによる意識調査について記載しております。今回アンケートを実施するに当たりまして、事前に国土交通省海事局や内航海運組合総連合会様にもご協力いただき、質問事項を検討して実施しました。主な内容としましては、船員の過不足の状況や、船員自身の待遇、労働条件への満足度、また時間外労働等の働き方の実態、船員の健康づくりを進める上での阻害要因、また歯の健康に関してもお尋ねするような内容としております。調査結果の概要につきましては、5. その他の議題で詳しくご報告いたしますが、分かったこととしましては、やはり船員の健康づくりに関して、関心も高まってきて、意識が向上されているというところも分かった一方で、一部の船舶所有者には、健康管理は本人任せにしている実態にあるというようなことも分かりましたし、船員不足の状況も深刻になりつつあるというようなことなどが判明したところでございます。これらの結果は関係団体の皆様とも共有して、今後の事業運営に反映していきたいと考えてございます。

9ページは、上段のところに組織運営体制の強化ということで、1から7までの重点施策について記載しております。基本的には、協会内部の組織運営体制についての課題でございますので、主に協会けんぽ本体の書きぶりと同じような書き方をしておりますが、システム関連の取組のところでは船員保険に関係するところがございまして、ご紹介したいと思います。

次期船員保険システムの開発につきまして、令和8年1月に予定していますサービスインに向け、要件定義の策定を行った上で、アプリケーションの開発に着手した旨、記載をしたところでございます。なお、現在、計画どおり順調に進捗していることも、ご報告いたします。

9 ページ下段は、その他というところで、1 点目は東日本大震災への対応及び能登半島地震への対応状況について、(3)は、毎月勤労統計調査に伴う追加給付の関係について記載しているところでございます。

最後、10 ページ目は、船員保険事業に係る K P I と、その達成状況について記載をしているところでございますので、ご参考にしていただきたいと思えます。

以上が議題 1 の決算報告についてのご説明となりますので、ご審議のほど、よろしく願いしたいと思えます。

菊池委員長：

ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。平岡委員、どうぞ。

平岡委員：

まず、令和 5 年度の事業報告書のところです。参考資料 1 の (5) 債権回収業務の推進ということで、債権回収に鋭意取り組んでいただいているということですが、その中で督促・差押・時効・償却について、どのような経過や判断の下に行われているのか、また資料の中にあります債権額については、連絡がつく方と、つかない方がいるのか。連絡がつかない方が含まれている場合の請求はどのように行われるのか。

それともう 1 点、戦略的保険者機能関係の (7) ジェネリックの医薬品の使用促進というところがあるわけですが、ジェネリック医薬品について使用割合が既に 86.1% ということで、これは K P I を達しているというご報告ですが、製薬会社の不正による医薬品不足がまだ継続していると思われま。使用割合と医薬品不足との関係はどうなっているのか、また不足が解消されると、K P I はどのようになるのかということです。以上、2 点です。

菊池委員長：

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

上廣船員保険部次長：

ありがとうございます。まず、債権回収に関してご質問いただいたかと思えます。債権回収につきましては、記載しておりますように、早期かつ確実な回収を図るためということで、まず文書、電話等のあらゆる方法を使って接触を試みて、早期回収に取り組むところが大前提と考えております。とはいえ、どうしても長期になる場合が出てくるわけですが、一つは債務者との話し合いによって、一定の分割納付に応じるなど、柔軟に回収をしていくということも実施しております。

ただ、平岡委員からもありましたけども、どうしても転居先が分からなくなってしまうと

というようなこともあるかと思えます。そういった場合は、住民票等を調査し追跡はしますが、できる範囲の調査にとどまっているというのが現状になっております。こちらが1点目かと思えます。

それとジェネリック医薬品の関係ですけれども、こちらも申し上げましたが、国から示されているのは使用割合 80%以上という目標でございますので、船員保険部の場合はそれを大きく上回ってK P Iを達成しているという状況でございます。

世の中では、ジェネリック医薬品の供給不足というところと言われていますが、船員保険におきましては、その中でも高い使用割合を維持していると考えております。この供給不足の状況が解消されたら、もっと上がるのかどうかというところは、少し検証しないと分からないと思っております。以上でございます。

菊池委員長：

平岡委員、いかがでしょうか。よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。立川委員、お願いします。

立川委員：

今の債権関係に関連して、住所不明といった様な場合、その後はどうなるのでしょうか。結局、債権放棄というか、債務的に欠損というか、そういう扱いにしてしまうのか。どのような扱いになるのかというのが一つです。

それから、お話の中で 22 年度に 1,000 万円の高額債権の方がおられたとのことですが、この方は総額で 1,000 万円になるのかと思えますが、期間的にはどのくらいの期間で 1,000 万円になったのでしょうか。

一般的に医療保険関係は、皆保険という形を取っていますので、船員保険から外れれば、基本的には国民健康保険に入るか、どこかの保険に入っているはずですよ。そういうこともなく、全く保険に加入されていないという方だったのか。それとも、後から国民健康保険に入られたけども、船員保険の保険証を使っているの、船員保険のほうで 1,000 万円の債権が出ているということなのか。

もし、そういうことであるとすると、何回か前に厚労省の方にお問い合わせをしたのですが、どこか保険に加入していれば、その制度とこちらの関係で相殺するというのはできないのでしょうか。

というのは、船員保険のほうは 1,000 万円の債権があります。ただし、もし国民健康保険などに入っていれば、そちらのほうでは何らかの形で対応できるはずですよ。例えば 1,000 万円といたら高額ですから、期間の関係もありますけど、高額医療費の関係で整理できるというようなことが考えられるのですが、そういうことは、全く考慮しないまま単に船員保険のほうで 1,000 万円の債権ということになると、個人返済能力は限界がありますから、制度上そういうフォローができれば、こういう方がいなくなると、両者の債権の

関係も整理できるということになるのですが、その辺、厚労省としては何らか検討をされているのでしょうかということ伺いたと思います。

菊池委員長：

事務局、いかがでしょうか。

上廣船員保険部次長：

債権の関係で、どうしても所在が分からないという方ですけども、結果的に、それ以上調査ができないという状況になりますので、基本的には回収不能という状況になるのかなと考えております。それでよろしいでしょうか。

立川委員：

世間的には債権放棄みたいな形になるわけですね。そうすると、資料3の本体のほうの21ページに債権回収の内訳が年度別に出ていますけど、欠損額というところに計上されるということでもいいのでしょうか。

上廣船員保険部次長：

そちらの件については次に説明させていただくとしまして、先ほどの1,000万円の債権の関係を先にご説明いたします。こちらは、具体的には労災保険の給付基礎日数額が遡って変更されて、既に支給済みだった船員保険の給付額を再計算し、労災保険のほうで増額になった分、船員保険が減額になってしまうという形になっていまして、その返納金が1,000万円となったものでございます。

立川委員：

状況はわかりますけど、労災側のほうからは1,000万円が出ているわけですね。個人の支給金として受け取っておられる。この前も同じような話をしたと思いますが、受け取ったら多分使ってしまうでしょう。使ってしまった後に、1,000万円の返金請求書が来る。どうしたって高額なら返せません。そこで、制度上わかった時点で相殺することはできないのでしょうかという、そういう制度をお願いしたい。そういう制度があれば、こういうことが起こらないことになりませんか。そういう検討も必要じゃないですかということを厚労省のほうで検討していただけませんかというお話をしたと記憶していますけれども、どうなのでしょう。制度が違うので全く駄目だという形なのかどうか。こういうことを考えていただくと、多分いろんな面で債権の部分がなくなったりしてよろしいのではないかと思っています。

佐藤保険課長：

厚労省でございます。かねてからご指摘をいただいているというふうに承っておりますけれども、詳細までは私も承知はしていないのですが、やはり制度が違ってくると、なかなか難しい部分があるというのは、事実であると思っております。そこは時効の問題でありますとか、あるいは給付の譲渡の問題でありますとか、制度の本質的な問題も関わってまいりますので、やはり慎重と言いましょか、整理すべき課題というものが非常に多いのだろうというふうに思っております。

そうはさりながら、こういうケースがいろいろとあるのだろうというのは、それはそれでまた事実でもあろうかと思っておりますので、もう少し我々のほうでも、どんな課題があるのかというのは研究していきたいと思っております。以上でございます。

立川委員：

よろしく申し上げます。これは船員保険だけではなく保険制度全体の中であると思しますので、検討していただけたらと思います。

それから、続けていいでしょうか。今の債務関係のところ。

上廣船員保険部次長：

すみません。返納金債権の時効は5年になりますけども、時効までは繰り返し住所の確認をしていくということで、探す努力は当然するわけですけども、あるいは、その間に再就職すると情報が入ってきますので、それで見つかるということも中にはあります。それでもどうしても見つからなかった場合につきましては、5年間たった時点で時効となり、償却という形になります。

立川委員：

そうすると、それが欠損額というところに入ってくるという理解でいいわけですね。

それで、資料3の21ページの表に関してなのですが、平成22年に社保庁の負債を継承してきていて、その2023年の最後のところ。調定額が50、収納額等が1、欠損額が16、残数46となっていますが、単に端数整理の関係では数が合いません。誤植ではないですか。

上廣船員保険部次長：

少し調べさせていただきます。

菊池委員長：

今調べて回答できるようであれば待ちますけれども、いかがでしょうか。

稼農理事：

すみません、調べて後ほど回答させていただきます。

菊池委員長：

後ほどということですね。それでは調査していただくことにして、ほかのご質問等ありましたら、そちらを先にお願ひできればと思いますが、いかがでしょうか。

立川委員：

続けてよろしいですか。

菊池委員長：

立川委員、どうぞ。

立川委員：

そうしましたら、数字的な確認をさせていただければと思うのですが、参考資料2の被保険者数です。

疾病部門で5万5,614という数字があります。それと、その裏の災害保健福祉保険分ということで、この被保険者は5万7,448。両方とも疾病任意継続とその他後期高齢者などが入っているので、数字が違うという部分は何となく理解するのですが、概要でまとめたいた参考資料1の被保険者数の数字と異なるので、これは何か条件があつて数字が違うのでしょうか。

それから、先ほど被保険者の年齢構成の説明をさせていただいているのですが、これは汽船と漁船を分けると年齢構成に違いがあるのかというのが一つ、標準報酬の関係の数値と年齢構成のところ、何か関連がないかと思つていまして、例えば、70歳以上のところが従前の2019年に比べて上がつています。この年齢になると、年金等を受給している可能性があるので、標準報酬はどんな構成になっているのか。年金を受給しながら働いているので、在職高齢者のような形になっているのか、その辺の標準報酬はどうなつているのかといった資料はありませんでしょうか。

上廣船員保険部次長：

まず、一つ目の資料1と参考資料2の被保険者数の違いですが、数字の拾い方が基本的に違ひまして、資料1が、年度末の時点での人数の拾い方になっています。参考資料2が、年間の平均の人数という形になっているので、どうしても数字が合わなくなつてしまうというところがございます。数字のチョイスの仕方が違ひということ、ご認識いただけたらと思つております。

二つ目のご質問につきましては、詳細な分析結果を持ち合わせてございませんので、今後、調べられるか検討してみたいと思ひます。以上でございます。

立川委員：

ありがとうございました。できましたら、年度末の数字だとかコメントをしていただくと理解がしやすいと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは歯の関係でお願ひをしておきたいのですけれども、先ほど歯の関係で色々な症状があつて、噛めない状況があるというような話が出てきたかと思ひのですが、船内で生活をしていくと、食生活においても非常にアンバランスになりますので、健康維持の為にも食事はしっかり取つていかななくてはなりません。歯の関係で、食事がうまく取れないなどという話になりますと、ますます健康維持に難がありますし、職務にも影響しかねません。そういう意味で、非常に重要な項目だと思ひていますので、これに対するケアをしっかり計画を立ててやっていただきたい。

また、陸上との対比、年齢別の対比であるとか、船員がいかんそういうところでリスクがあるのか。リスクと言つてしまうと問題がありますけれども、歯の治療をしっかりしていかないと自分の健康面に影響することがより明確に分かるような資料を出していただいて、それが船員に広がっていくと気をつける方も多くなると思ひますし、今後やろうとしているケアについて、自分も参加しようとか、使つてみようという気が起きてくるのではないかと思ひますので、そういう資料も含めて、次期からやっていただければというふうに思ひます。さらに船員への福祉事業としての無線医療や洋上救急は、船員の健康と生命を守る上で非常に重要な制度ですので、ぜひとも安定的な運営をお願ひいたします。

上廣船員保険部次長：

貴重なご意見として承りますので、今後、可能な範囲で提供させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

菊池委員長：

稼農理事、どうぞ。

稼農理事：

ありがとうございます。この歯の健康の部分につきましては、いろいろと調査をしてみても、今ご指摘があつたように、やはり船員の皆様の特殊な働き方の部分と関連があると思つております。

先ほど、船員デンタルケアキットの話も出ましたけれども、そういった取組を調査結果も踏まえて今年度から動き出したところでございます。おっしゃるとおり、これについてかなり広く関係団体の皆様に知つていただいて、加入者の皆様の耳に届くというのが非常に大事だと思つておりますので、またいろいろと教えていただきながら、メルマガをはじめ、様々な媒体を通じて、広く認識を広めていきたいと思つております。よろしくお願ひいたし

ます。

菊池委員長：

よろしくお願ひします。先ほどの件は、まだ調査中でしょうか。では、引き続き調査をお願ひします。

それと、先ほど立川委員からお話のあった債権回収に関しては、前も同じようなご質問をいただき、相殺の可否等についてもお問合せがあったと記憶しておりますが、仕組みとしては、なかなか制度間の調整が難しいというお話がございましたけれども、これは恐らく各保険者で同じような問題が発生していると思います。ですので、これは基本的には保険者の負うべきリスクの問題として捉えていくのか、それとも、医療保険全体に関わる問題として、何らかの手立てを考えていくのかといった問題提起でもあるかと思ひます。その辺りの問題意識や、そういう機運とひひますか、保険局として持ち帰って検討いただくことは可能でしょうか。

佐藤保険課長：

厚労省でござひます。先ほどお答えしたことと若干重複する部分がある点は、ご容赦いただければと思ひます。やはり保険制度の本質的な部分に関わる問題だと思ひておりますので、単にここの部分をちょっといじってといったことではなかなか難しく、もう少し抜本的な考え方が必要になってくるのだと思ひます。

例えば医療保険の考え方、それから労災保険の考え方、他の保険の考え方、それぞれどういった思想で制度をつくっているのか、その辺りは根本に立ち返った上で議論をしていかなければならないのだろうと思ひております。ただ、すぐに何かができるということはなかなか難しいのだろうと思ひておりますが、かねてからご指摘をいただひているということでもござひますので、まずどうひひことが論点としてあり得るのか等々を含めて、少し研究をしていきたいというふうに通ひております。

菊池委員長：

それでは持ち帰っていただくということで、よろしくお願ひいたします。

立川委員：

よろしくお願ひします。検討していただくのは分かったのですが、どうひひ形で進んでいるとか、中間報告的なものがもしあれば、ありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

菊池委員長：

よろしくお願ひいたします。ほかにはいかがでしょうか。高橋委員、どうぞ。

高橋委員：

教えていただきたいのですが、資料3の8ページにありますように、20代の方がかなり増えてきたと。この要因は、技能実習生が増えてきたということですが、この技能実習生が最近、1年目であっても体調が悪いということで自国に帰って治療したいという方が散見するようになってまいりました。

現在、例えば下船後3か月間の個人負担の部分が100%療養補償扱いになっていますが、これが例えば仮にインドネシアの人だとすれば、インドネシアの自国に帰っても3か月間の療養補償を全うできるのか。そういう手続というのは、どのようになされているのか。

それから、いわゆる疾病の任意継続をインドネシアに帰ってから手続をされた場合、これをどのように認めているのか、認めていないのか、実際そういうことがあるのか、ないのか、この辺が全然私の感覚では、全く整理をされていないというように思っているのですが、実態はどうなっているのか、その辺を教えていただきたいということです。

それから、懸念材料といたしましては、技能実習生なり、特定の1号、2号がどんどん増えてくるということになりますと、賃金対価が違いますから、標準報酬月額が下がってくるということになって、国内で疾病なり、それから事故なり、そういう障害を受けたということになると、かなり高額な医療費が必要になってくるのだらうと思います。標準報酬月額が少ないけれども医療費が高額になってくるというこのアンバランス、将来的には懸念材料の一つとして、やはりどこか捉えて対策を練っておかないと、ダメージを受けるのではないのかという感じがしますので、前段の申し上げました疾病任意継続なり、それから現地に帰っての医療機関との医療費の問題、この辺を教えていただければと思います。以上です。

上廣船員保険部次長：

まず1点目、海外での治療ということですが、基本的に、治療目的で海外へ行き診療を受けるというのは、療養費として認めておりません。これは下船後3か月の療養補償でも同じことなので、認められないということでございます。

それと2点目のところは、技能実習生が増えることも一つの懸念として考えないといけないのではないかとこのところでご指摘いただいたかと思えます。もちろん、そういうこともあると思っていますが、現状、若い加入者が増えているということは、逆に若いということもあり、あまり医療費を使わないということもあるので、財政面だけで言うとマイナスばかりではないということもあります。そういった両面もあるということも含めまして、動向については注視してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

高橋委員：

そうすると、例えば日本で乗船中に病気になりました、けがをしましたということは、海

外での治療は認めていない、そういうことですか。

上廣船員保険部次長：

原則そうなります。

高橋委員：

そうすると、彼らがいわゆる職務上、労災関係で、障害を負ってそのまま本国に帰っても、治療もできなければ障害年金も適用にならない、こういう理解でよろしいでしょうか。

上廣船員保険部次長：

基本的に、海外で日本の保険証は使えないということですので、保険診療にはなりません。労災の制度につきましては専門外でもございますので、ここで明確な回答はできないのですが、医療保険に関しては、基本的に使用できないと考えています。

高橋委員：

例えば、かなり重病を負って、日本から本国に帰国をしましたと。その段階で、まだけがなり、病気がなり、完治していない状態の中で戻っても、インドネシアの皆さんであれば、インドネシアの領海に入った時点で全ての権利はみんな失って、あとはインドネシア国内の保険に基づいて給付をされる、そういうことでしょうか。

上廣船員保険部次長：

原則そのように理解しております。

菊池委員長：

日本の医療保険は、日本の保険医療機関で保険診療を受けるというのが原則で、日本の被保険者等が海外で病気やけがをしたという場合には、海外療養費制度があります。その場合は、そこで支払った医療費を帰国後に所定の手続きを取ることで、後から療養費で支払われるという仕組みがありますけれども、やはり日本での業務外の傷病を考えるのであれば、日本の保険医療機関で診療を受けるという仕組みであるということかと思えます。

高橋委員：

そういうことであれば、完治するまで日本に滞在したほうが、本人にとっては医療行為としては有利だという理解でよろしいのですよね。

やはり本人とすれば、自分の国で自分の体を治したいということになるかと思えますけれども、あくまでも保険制度上は日本国内で治すことについては問題ないけれども、出身国に戻った時点で全てのもののは権利放棄になると、こういう理解ですよね。

上廣船員保険部次長：

権利放棄になるかどうかというところは、少し表現が難しいところですが。

高橋委員：

権利放棄というよりも、そこで保険を喪失してしまうわけですよね。医療行為を受ける権利がなくなるということではないのでしょうか。

菊池委員長：

これは一つには、その方が被保険者の資格を依然として有しているかどうかという問題と、その上で日本の厚生労働大臣が保険診療に相当すると認めた医療機関、つまり保険医療機関で診療を受けるかどうかということです。つまり海外の医療機関が日本の保険診療に相当するものと認められるものであるかというのがはっきりしない中で、保険診療として診療報酬を支払うという仕組みにはなっていないということだと思います。

高橋委員：

そうしますと、日本国内にいる間は適用になりますけども、自分の意思で自国に帰るわけですから、その時点で日本国内の船員保険の医療行為というのは終了するということですよ。本人が完治していなくても、本人の希望によって医療行為を受けられることを放棄するということですから、あくまでも本人が帰りたいということになれば。

菊池委員長：

病気の診療に関して、日本の保険診療としては使えないということです。本国に帰られて、その国の医療保険制度などに則って、その制度に加入して、そこで診療を受けるということになるのではないのでしょうか。これは医療サービスの点についてですけども。

高橋委員：

分かりました。そういう制度だということを改めて確認しておきたいと思いましたので。

菊池委員長：

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

先ほどの債権の数値の件は、まだ調整中ですね。もし終了時までにはわかれば声をかけてください。

それでは、令和5年度決算につきましては、特に修正の求めもございませんでしたので、本協議会として了承するということがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、了承するという形にさせていただきます。事務局から今後の手続き

について説明をお願いします。

上廣船員保険部次長：

ありがとうございます。本日お諮りいたしました令和5年度決算につきましては、7月25日に予定しております運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣より承認をいただくこととなります。以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。それでは、次の議題2. 船員保険就学等援護費の改正につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします

上廣船員保険部次長：

引き続き、ご説明させていただきます。資料4をご覧ください。船員保険就学等援護費の改正についてです。

平成21年12月前の職務上災害を支給要因とします遺族年金、障害年金の受給者、あるいはそのご家族につきまして、船員保険部から就学等援護費を支給しております。今回は、令和6年4月に労災保険の就学援護費の改正が行われたため、船員保険についても同様の改正を行ったものでございます。2つの改正状況、資料のほうに記載しておりますが、具体的には(1)と(2)のと通りの改正を行います。

(1)の中高の就学援護費につきましては、今回支給額を引き上げる改正でございます。

一方で、(2)の就労保育援護費につきましては、支給額を月額1万1,000円から9,000円に引き下げる改正となっております。

この金額の改定に当たりましては、労災では学習費調査等を参考にし、定めているところでございますが、保育の援護費につきましては、幼児教育・保育の無償化の影響と聞いております。ただし、船員保険では、この保育援護費の対象者数は現在ゼロでございます。

適用につきましては、令和6年4月からございまして、さらに支給は4月分からの支給分を令和6年10月に、10月分から3月までの支給分を7年4月に一括で支給することとしております。議題2については以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の議題3. 船内診療所の新規規定につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

上廣船員保険部次長：

続きまして、資料5をご覧くださいと思います。船内診療所についてですが、記載にありますように、船の内部に開設された診療所ということで、全国健康保険協会運営規則第9条に基づいて、船員保険加入者が保険診療を受けるために、開設者からの申請により全国健康保険協会が保険医療機関の指定をするものとなります。

現在、指定をしている船内診療所は全国に2か所ございます。そのうちの「日新丸診療所」が、今回、日新丸の廃船に伴い廃止となりまして、後継の新造船であります関鯨丸の船内に新たに「関鯨丸診療所」を開設するというので、このたび開設者様から船内診療所の新規指定に関する申出を受けたところでございます。

船内診療所の概要は、中段に記載のとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思いますが、新規指定に係る事務手続の流れですが、まず、開設者が保健所に診療所の開設許可の申請を行い、保健所より許可を受けていただきます。その後、開設者は全国健康保険協会へ船内診療所の指定の申請を行い、全国健康保険協会において基準に合っているかどうかの調査、あるいは聞き取りをする中で審査を行います。問題がなければ、開設者に指定を通知し、並行して支払基金へ、その旨通知をするというのが事務の流れになっております。

この新規指定につきましては、全国健康保険協会運営規則第9条の規定によるということですが、この規定の中で船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経ることとされているところでございます。

2ページのところが、調査の状況でございます。5月23日に現地に赴きまして、設備状況の確認と聞き取り調査を行ったところでございます。写真の①～⑦を参考に添付しておりますが、保険診療を実施する上で、特段の問題がないことが確認できました。

また、調査を行った協会としての意見としまして、保険医療機関として指定することに支障はなく、設備・環境についても、船上にて診療するという目的を果たすのに十分なものであると考えております。また、洋上及び岸壁等における通信状況も良好である旨を確認しております。レセプトの請求行為も毎月行える状況にあると判断しております。

以上を踏まえまして、関鯨丸診療所を船内診療所として指定することについては、妥当と判断しているところでございます。以上の内容につきまして、ご意見を賜ればと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

菊池委員長：

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今後の手続きについて事務局からご説明をお願いいたします。

上廣船員保険部次長：

ありがとうございます。本日お諮りいたしました関鯨丸診療所に係る船内診療所の新規指定につきましては、同じく7月25日に予定しております運営委員会の議を経まして、新

規指定に向けた事務手続きを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。それでは、次の議題4．保険証の新規発行終了に伴う事務手続きの変更について、ご説明をお願いします。

上廣船員保険部次長：

それでは、資料6をご覧ください。1枚めくって1ページ目をご覧ください。

まず、丸の1つ目でございますように、令和6年12月2日に保険証の新規発行が終了し、1年間の猶予期間を経まして保険証が廃止となることが決まっております。このことによりまして、12月2日以降に新規加入される方などは、マイナ保険証を持っていない場合は、原則、医療機関を受診する際、「資格確認書」が必要になってくるというところでございます。

「資格確認書」は、記載しておりますように交付の希望をしていただければ、これまでの資格取得届や再交付の申請等に係る保険証の発行に要した時間と同程度で発行することが可能となっております。

また、「協会でマイナンバーが確認できない」場合や、「マイナ保険証を持っていない」ことを協会で確認した際は、協会が保険者として職権発行することとなっております。ただし、四角囲みにありますように、職権発行を行う際、協会でマイナンバーを住民基本台帳へ照会したり、マイナ保険証を持っていないかどうかを医療保険者向けの間接サーバーから連携される情報で確認する必要があります。

実は、このための照会作業に時間を要することが分かっておりまして、職権発行までに一定の時間がかかってしまうということが分かってございます。

そのため、特に船員保険の場合、陸上で過ごす時間が限られる船員労働の特殊性を踏まえた対応が必要だと考え、この間、船員保険部として対策を検討してまいったところでございます。

2ページは、新規加入者の方の「資格確認書」の職権発行までの流れを簡単に図で示したものになっております。

まず、新規加入者がございましたら、船舶所有者の方が資格取得届や被扶養者異動届を作成し、年金機構に提出をするという形になります。年金機構で届出書入力を行った上で、協会にデータ連携をしていただきますが、協会では、その内容を手作業でシステムに入力を行っています。この際、資格取得届等に資格確認書の交付希望のチェックがあるかどうかを審査しまして、チェックが入っていれば、すぐに資格確認書を発行するという流れになっています。それが上の青色の矢印で「あり」となっているところで、これでしたらそれほど時間もかからず資格確認書が発行できるというところでございます。

ところが、ここで交付希望のチェックがなかった場合、先ほど申し上げましたように、住

民基本台帳照会や中間サーバーへの照会ということで、ここからの確認に時間がかかってしまうということになってございます。この問題についてどのように解決していくのかというところで、現在のシステムの仕組みの中で、船員保険部として何ができるのかというところを考えたところでございます。

次の3ページのところが、船員保険部として今現在検討している対策案ということになっています。四角囲みの中に、船員保険の対応ということで①から③まで記載しております。

1つ目は、「資格確認書」の交付希望欄の周知ということになります。こちらは、資格取得届等に「資格確認書の交付希望欄」というのが今回追加されます。そこに希望する場合にチェックを入れていただくことで、速やかに「資格確認書」をお作りすることができますので、まずこのことを事前にしっかり広報をしていきたいと考えてございます。

2つ目の対策としましては、船舶所有者様に「資格確認書」の留意事項等をご案内することになります。これも広報の一つになります。

図を見ていただきたいのですが、資格取得届に交付希望がないことを確認した時点で、船舶所有者様に留意事項の案内を送ることとしたいと考えています。

内容は、資格取得届に交付希望がない場合、発行までに時間がかかる可能性があること、それと必要な場合は交付申請により数日いただくことで発行が受けられますということ。それと、マイナ保険証のメリットを周知させていただき、この際、マイナ保険証の紐付けをお願いすることなどを案内していきたいと考えているところでございます。

対策の3つ目は、「資格確認書」の住民基本台帳照会前の発行というところでございます。

先ほど、赤の四角囲みで船舶所有者へ資格確認書の留意事項の案内となっているところがありますけれども、案内をしつつ、住民基本台帳照会や中間サーバーの照会に事務が流れていくわけですけれども、通常マイナンバーの有無を協会のシステムで調べまして、マイナンバーがあるということが確認できれば、中間サーバーのほうに照会が流れます。マイナンバーが見つからなかった場合は、住民基本台帳のほうに照会をかけるという形になりますが、これに時間がかかってしまうということで、住民基本台帳照会をした結果、マイナンバーが確認できなければ資格確認書の発行ということになります。これを前倒しで、協会のシステムでマイナンバーがないことが分かった時点で資格確認書を発行するというので、発行までの期間を短縮しようというのが3つ目の対策の考え方というところでございます。以上が、新規取得の方の対策になっています。

続きまして、4ページが既存加入者の方への対応ということでございます。

まず、丸の1つ目につきましては、記載のように発行済みの保険証、今手元にある保険証につきましては、令和7年12月1日まで有効となっておりますが、それまでの間に、協会がマイナンバーが確認できなかったり、マイナ保険証を持っていない方、これを対象に資格確認書を職権発行していきたいと考えてございます。

船員保険の加入者につきましては、長期乗船する方もいらっしゃるということもあり、船員保険部としては、令和7年6月に対象者の方に対して職権発行を行いたいということで、

6か月前に発行しようという考え方でございます。また、そのさらに4か月前、令和7年2月には対象者宛に事前に案内を送ることで、混乱が生じない配慮をしたいと考えてございます。以上が船員保険部としての対策となっております。

5ページ以降は、広報の予定を参考に載せさせていただいているのと、7ページ、8ページのところは参考資料となっておりますので、お読み取りいただけたらと考えてございます。以上、何かご意見がございましたら、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

菊池委員長：

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。立川委員、どうぞ。

立川委員：

流れを教えてくださいたいのですが、2ページの赤の部分で、かかる時間のレンジがどのくらいか分からないのですが、これはどのくらいかかるというふうに見ればいいのか。

上廣船員保険部次長：

毎日照会するわけではなく、締切日があつて、それに合わせてまとめて照会をかけるという仕組みになりますので、タイミングによってどのくらいかかるかは変わってくるのですが、住民基本台帳の照会も、中間サーバーの照会も両方しないといけないというケースであれば、最長2か月ぐらいかかってしまう可能性があります。

立川委員：

それは、どこの部分を言われていますか。年金機構のところの上の段のところを言われているということですか。

上廣船員保険部次長：

年金機構から協会にシステム登録データが来まして、協会では交付希望の有無を調べます。交付希望がなければ。

立川委員：

協会のシステム登録から交付希望の有無があつて、交付してくださいにチェックがついていれば即発給されると。

そうでない場合、マイナンバーの有無の確認を協会の中でやって、マイナンバーの確認ができれば、「なし」ということで、協会では確認できないということで住基ネットに行きます。住基ネットから返ってくるまでに、これはどのくらいかかるのですか。

上廣船員保険部次長：

住民基本台帳の照会につきましては、協会で資格情報の登録をしてから、最長 20 日程度、時間を要することになります。

立川委員：

協会での資格情報の登録についてはどこに書かれているのでしょうか。

上廣船員保険部次長：

左側の協会の「システム登録」というところのことです。

立川委員：

それは最初に行うのではないのですか。

上廣船員保険部次長：

システム登録というのは、資格取得届の情報の登録のことです。入社されたという登録を協会で行ってから最長で 20 日程度ということ です。

立川委員：

年金機構へ資格取得届が提出され、年金機構で届出に基づきデータ入力されるので、すでに入力がされているのではないですか。

上廣船員保険部次長：

データがきますけども、協会でそのデータを基に手で入力しています。そういうシステムになっています。

立川委員：

あらためて協会用のデータ入力を行いシステムに登録するという事でよろしいでしょうか。

上廣船員保険部次長：

資格情報につきましては、その通りです。

立川委員：

その登録が済んだ後で、交付希望を確認するという流れでしょうか。

上廣船員保険部次長：

登録の際に、同時に確認をするという形です。

立川委員：

そこでマイナンバーの有無の確認があつて、確認できなければ住基ネットに照会がいくということでしょうか。

上廣船員保険部次長：

はい。

立川委員：

住基ネットに照会して、回答までにどのぐらい時間がかかるのでしょうか。

上廣船員保険部次長：

それが最長で20日程度かかる可能性があるということです。

立川委員：

住基ネットから回答が返ってきて、マイナンバーの登録がないということであれば、資格確認書が出ていくということですか。

上廣船員保険部次長：

通常の流れだとそうなりますけども、今回の対策3のところ、この対象の人をその手前の「マイナンバー有無確認」のところ、「なし」の確認が取れた段階で発行しようというのが今回の対策です。

立川委員：

わかりました。とりあえず、今の対策3によって20日という期間がなくなるということですね。

上廣船員保険部次長：

はい、最長で20日程度が前倒しになるということですね。

立川委員：

その後、住基ネットのマイナンバー有無の確認で、マイナンバーがあつた場合は、中間サーバーにいくということだと思いますが、ここはどのぐらい時間がかかるのですか。

上廣船員保険部次長：

こちらのほうは、最長で2週間程度になります。

立川委員：

2週間ですか。そこで2週間かけて、「マイナ保険証なし、情報連携」というところは何をしているのでしょうか。マイナ保険証に紐付いていないことの確認だけですか。

上廣船員保険部次長：

失礼いたしました。2週間と申し上げたのは説明が間違っていて、青色の矢印のところが、スケジュールの関係もありまして言い切れないですけども、最大で1か月程度かかる可能性があります。「マイナ保険証なし情報連携」では、紐付いているかどうかの確認ということになります。

立川委員：

何か聞いていると、月1のバッジと昔よく言っていましたが、月に1回しか処理しないとというような雰囲気聞こえてくるのですが、そういう意味合いですか。

上廣船員保険部次長：

そういうことです。

立川委員：

それで、結論で何が言いたいかというと、ここで情報連携というのは何をしているのでしょうか。保険証が紐付けされているかされていないかの確認だけなのですか。

上廣船員保険部次長：

そのように聞いています。

立川委員：

そうすると、全体的にお話を聞いていて今思うのは、結果として全部資格確認書が出ていますよね。違いますか。あるなしにかかわらず、資格確認書が出るわけですよね。

上廣船員保険部次長：

紐付けられていたら出ません。

立川委員：

紐付けられていなかったら。

上廣船員保険部次長：

紐付けられていないものは交付の対象になります。

立川委員：

え。

上廣船員保険部次長：

マイナ保険証になっていない方に対しては、資格確認書の職権発行の対象になります。

立川委員：

職権発行ですよ。

上廣船員保険部次長：

はい。

立川委員：

関連づけていたら、こんなことをやる必要はないわけですよ。もともとあるわけですから。

上廣船員保険部次長：

紐付いているかどうか確認をして、紐付いていたら、もう。

立川委員：

紐付いているかどうかの確認ですよ。紐付いている人も、ここまでくるのですか。

上廣船員保険部次長：

通常はマイナンバーの有無の確認を協会のシステムで、まず確認します。

立川委員：

そこでわかるのではないですか。

上廣船員保険部次長：

そこで、本人のマイナンバーだというのはわかるのですが、紐付いているかどうかまでは協会ではわかりません。そのため、中間サーバーのほうに、ほとんどの方は行くことになります。そこで紐付いているかどうか確認をして、紐付いていましたということであれ

ばそのままですし、紐付いていなければ職権発行のほうに流れるということです。

立川委員：

ですから、結果的に全部資格確認書が出るのですよね。違いますか。

稼農理事：

いえ、マイナ保険証の有無について調べていって、結果的に紐付いている人には資格確認書は出ません。

立川委員：

紐付いている人には出ないということでしょうか。

稼農理事：

そういうことです。その方はマイナ保険証を使って診療を受けていただくということになりますので、資格確認書は出ないということになります。

立川委員：

だとしたら、ここの最後のところに四角囲みがあって、紐付いている、紐付いていないという話があって、紐付いていない人だけが上に行くということですね。

稼農理事：

赤の矢印ですね。それがなしという意味です。

菊池委員長：

これは資格確認書に結びつく形で図が書いてあるのでこう見えますけれども、普通にマイナ保険証も持っている人は、何の関係もなく病気になったら病院に行って、マイナ保険証を提示すればその場で保険診療が受けられる。

ただ、そうっていない方がいらっしゃるの、それは資格確認書を受けられるようにするためにこのような手続が進んでいるということによろしいですね。

立川委員：

そこをお願いをしたいのですが、紐付けをしていない人は本来早く資格確認書が欲しいわけですね。

菊池委員長：

ですので、船員保険に関しては3ページに記載してある対応で、より迅速に出すようにし

たいというご説明だったと思います。

立川委員：

それで、マイナンバーの有無確認「なし」で、住基ネットに行く方についてはそれで対応ができますけども、マイナンバー有無確認「あり」ということになると住基ネットはいかずに、下の中間サーバーのほうに落ちてきてしまう。そうすると、ここは約1か月かかると。紐付けしてない人は、本来早く欲しいのだけでも、1か月かかってしまうという話ですよ。そこを何とか早くなりませんかというのが1つお願いです。そのフォローが何かできないと、本来持っていない人が早く欲しいわけで、それをバッジ処理で1か月かけるというのはいかがなものでしょうか。そこは何か工夫できませんかというお願いです。

稼農理事：

そこで、3ページのところを改めてご説明させてください。まず、船員保険の対応で、①「資格確認書の交付希望欄」というのができるものですから、ここについて、まず周知をします。資格確認書が欲しいという交付希望が新規加入者の方がありましたら、ここにチェックを入れてくださいと。そうしますと、今の住基ネットなどに行く前に資格確認書を交付するということとなりますので、これがまず大事だと思っております。なので、まずこの周知を一生懸命したいと思っております。それで、仮に資格確認書の交付希望欄にチェックがないということがございました場合も、ご心配の向きのあるように、交付希望欄にチェックを入れていたら資格確認書がくるのにチェックを入れなかったと。しかしながら資格確認書は送付されてくるものだと、もっと言ってしまえば加入の届出をした以上、資格確認書は送付されてくるのだろうなというふうに思われる方もいらっしゃるかもしれない、制度の切替えの時期ですので、なかなかわからない方もいらっしゃるかもしれませんということで、それが起きた場合にも、もう一度見ていただけるように対応の②を考えているということでございます。交付希望がない方の場合には、発行までに時間がかかりますということを改めて船舶所有者の方へ案内をしますと。このときに、資格取得届のときにはチェックを入れなかったなど。でも、やっぱりこれは資格確認書が届くまでには時間がかかるのだなということをご認識いただいた場合に、やっぱり資格確認書が欲しいということでありましたら、この時点で対応②の2つ目の丸にありますように、必要な場合は改めて交付申請書というものを出していただくということになります。最初の資格取得届でチェックはしなかったけれども、ここで改めて資格確認書の交付申請書というのを出していただくと。そうしますと、数日で発行するというところでございます。この2か所のところで、まず迅速な対応をできるようにしたいということでございます。その後でもう1つ、さらにということであれば対応③でございまして、マイナンバーが確認できない方については、この時点で資格確認書の交付をするということで、ここも前倒しをできるようにしたいということでございます。以上でございます。

立川委員：

手続論としてはわかりました。ただ、紐付けしている人が資格確認書を持っていてはいけないのでしょうかと思いました。それだけです。

菊池委員長：

ありがとうございました。船員保険の特殊性を踏まえて、3ページのように対応するというところでございます。田中委員、どうぞ。

田中委員：

私も質問と意見を申し上げたいと思うのですが、マイナンバーカードが義務化されていない中で保険証を廃止してしまうから、こんなことが起きてしまうのだと思います。また届出、各機関が情報連携できていない中で、その一元管理、データ管理しようというところに、本質的な問題があると言わざるを得ません。残念なことですが、これが現実です。あとは現実対応で、実際の被保険者、被扶養者が、その保険証に代わる資格確認書を手にする、あるいは保険診療が円滑に受けられるような措置を何とかとっていかなくてはならない、そのことが、この3ページに船員保険部で知恵を出していただいたことだというふうに認識しますので、それぞれの対応を徹底して、保険診療を普通に受けたい人が普通に受けられるように何とかしてもらいたいと思います。

それから、繰り返しになりますけども、船員が船に乗っていると行政機関に行けないので、自分で行って手続きするとか、そういう問題があるので、できるだけ自然体に、あまり気づいていない人でも自然に保険診療に今までと同じようにアクセスできるような仕掛けをできるだけ、ルールの許す範囲ではやっていただきたいと思います。

そこで質問もあるので、3ページの対応①なののですが、資格確認書の交付希望欄に希望する場合チェックが必要ですよというのが、例えば、逆にいらなかったらチェックするとできないですか。何もしなかったら出ていくとか、これは本人に意思確認を絶対にいるということをしなくてはいけないのか。その確認の仕方にちょっと工夫があるのか、ないのか、それが一つ質問です。

それから、何もないケースで、数日で発行とおっしゃいましたが、例えば、結婚しましたとか、あるいは出産をしましたというときに新しく保険証を発行する場合、資格確認書が発行されるときに何日かかるのか。2ページにあるような動きになってしまうのか、その取得届は船舶所有者が一旦、年金機構に行って協会に来るのか、そうではなくておっしゃるように数日ですかね、数日というのは何日ぐらいで、今だったら保険証が何日ぐらいで出ていて、それと変わらないような時間で資格確認書が出るのか。取りあえず、この二つを質問したいと思います。

上廣船員保険部次長：

1つ目ですけれども、資格確認書の交付につきましては、基本的に交付希望欄にチェックがされたら交付はさせていただくという仕組みですけれども、原則はマイナ保険証をお持ちでない方に対しての交付という考え方がございますので、一応様式としては今のところはチェックを入れてもらって交付をするというような様式になっていますので、ご意見としてはよくわかりますけれども、今すぐには無理かなと考えています。

もう1つですが、交付申請書を出していただいて発行までですけれども、郵送に数日間かかることもありますので、それを入れると通常、平均的に1週間ぐらいと思っております。

田中委員：

すみません、資格確認書の交付申請ではなくて、船員保険に新規加入したケースのことです。新規に保険加入する場合や結婚したといったケースです。

上廣船員保険部次長：

新入社員という場合でしょうか。

田中委員：

新入社員もそうですし、例えば、家族が増えましたとか、これ被扶養者ですね。新入社員のケースもあるけれど、これは新たに保険加入した場合ですよね。資格確認書の交付申請を行って、数日が出るのは分かるのですが、そもそもこの船員保険に加入をして、一体何日が出るのかですね、資格確認書が。もう保険証が発行されないの、資格確認書が来ない限りは、マイナンバーを保険証にしていらない限りは保険診療を受けられないので、この質問をしています。

上廣船員保険部次長：

田中委員、この資料でいくと2ページの協会でシステム登録をして、交付希望欄のところの有無にチェックが入っていた場合、上のほうの資格確認書受領というところがあると思えますけれども、この流れの時間をおっしゃっていますか。

田中委員：

例えば、乗船中に子どもが生まれた場合、その子どもの資格確認書を手にするのに、今まで保険証はサービススタンダードで、船員保険部に情報が届いてから3日以内、平均2日でしたと高らかに書いてあるのですが、それが資格確認書になっても同じように2日に来るのか。数日とおっしゃったのですが、もっと日にちがかかるのか、資格確認書の申請のケースだけがそうなのか、新規保険加入もそれは含まれているのかということを質問しました。

上廣船員保険部次長：

チェックを入れる欄が被扶養者異動届にもありますので、チェックさえ入っていたら、そのぐらいの時間で交付ができます。

田中委員：

分かりました。では今までの保険証の発給とさほど変わらずに資格確認書は発行できるという理解でよろしいですか。

上廣船員保険部次長：

はい。1ページの丸2つ目に書いている内容でございます。

田中委員：

分かりました。ここから意見ですけど、いずれのケースも実際に手続きをする船舶所有者がキーになってくるというか、被保険者は船に乗っているか、休暇で家にいることもあるんですけど、この事務手続というのは船舶所有者が行いますよね。なので、船舶所有者が本人の意思確認を、必要であればとにかく早くして、確認しなかったらいつまでも発行手続きができないので、船舶所有者が遅滞なく届出をするということで、これはまさしく資料にあります対応①です。対応①を早くするというのと、対応②のことについても船舶所有者自身によく周知をして、手続きを早くやってもらうということしか、対応できないと思うので、事前の書類だけじゃなくて、事業者団体も含めて、この事務手続が、実際に手続きをやる人たちにも浸透されるようなことをお願いしたいですし、できたら問合せ窓口みたいなのを船員保険部に設置してもらって、実際に手続きする船舶所有者からの問合せに対応して頂ければと思います。被保険者個人が船員保険部にいろいろ聞くということは、なかなか難しいし一般的ではないと思いますので、手続きの円滑化をするために、船舶所有者と保険者の連携を相当密にさせていただいて、この3の表のスキームは変えられないにしても、円滑にやって、さらにできるだけ早く手続きをしていくということと、資格確認書が必要なのに、チェックをしないと相当時間がかかってしまいますということを徹底的に周知するというのを、ぜひお願いをして私の意見にします。是非この対応をお願いしたいと思います。また、実際に対応が始まって問題が出れば、できるだけいい対応というか、現実対応をお願いしたいと思います。以上です。

菊池委員長：

非常に重要なご指摘だと思います。そもそも被用者保険における資格関係の変更については、事業主に届出義務があるわけで、被保険者本人ではないので、そこを徹底してほしいというお求めだと思います。稼農理事、どうぞ。

稼農理事：

ありがとうございます。この間、数回にわたって資格確認書の発行についてご意見をいただきました。それで、今回船員の方々の職務上の特別な働き方もあるということで、陸上との違いも十分踏まえてというご意見もいただきました。それを受けまして、船員保険の特殊性を踏まえた資格確認書発行の前倒し実施がどこまでできるかということ厚生労働省保険課とも十分に協議をさせていただいて、今日のこの資料が出来上がりましたのも厚生労働省保険課にもご理解いただいた結果でございます。

今、委員からご指摘があったとおり、船舶所有者へのわかりやすい周知、広報と、繰り返しのご理解が必要となってくると思いますので、今日のご意見も踏まえまして、またそのところに遺憾のないよう、十分にしっかりと周知、広報に努めていきたいと思っております。以上です。

菊池委員長：

よろしく願いいたします。高橋委員、どうぞ。

高橋委員：

技能実習生と特定の1号、2号生は、この2ページ、3ページ、4ページにわたって記載をされている中身と全く同じ方法で対応するという理解でよろしいでしょうか。

上廣船員保険部次長：

ご認識のとおりでございます。

高橋委員：

そもそもマイナンバーを交付する、しないという話が以前にあったのですが、結果的にはマイナンバーを各技能実習生、ないしは特定の1号、2号生に配付をする、そういうことでよろしいですね。

上廣船員保険部次長：

そのとおりでございます。

高橋委員：

そうすると、そのマイナンバーカードというのは先ほどの繰り返しですけれども、帰国する段階で、もう日本に来ないよといった段階で、それは消滅をすると、そういうことでしょうか。

上廣船員保険部次長：

日本から出られるということでしたら、そうなると思います。

高橋委員：

そうすると、彼らがマイナ保険証を望むのか、それともいらないということで資格確認書という、この選択の自由というのも彼らは持っているという理解でよろしいと思いますが、いずれにせよ雇入れをする段階で、保険の加入というものが必然的に必要になるわけですから、船員保険の加入がなければ雇入れはまず国交省の窓口で拒否をされると、こういうこととなります。日本に入国する日も当然決まっているわけですから、事前に対応していただくのか、ないしは早急な対応をしないと日本に来て、技能実習生の対応というのか、実習実施に入れられないということになる可能性もありますので、その辺はしっかりと対応していただきたいと思っています。

菊池委員長：

事務局からはよろしいでしょうか。ご意見、ご要望ということで承りたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。田中委員どうぞ。

田中委員：

今のところ、質問していいでしょうか。今の話は船員保険の加入は即座に申請があればできると私は理解しています。資格確認書の発行とか、そういうことは時間を要するけども、船員保険そのもの加入というのは即時できて、それを証明する書類というのは別にあるわけですね。雇入れするために使う書類は、それは発行されるという理解をしているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

稼農理事：

資格情報のお知らせというものが発行されます。資格確認書の発行は物理的な時間かかる場所があり、おっしゃるとおり時間のずれが生じてきますが、資格確認書が届くのに時間がかかるということと加入自体は、また別の話になります。

田中委員：

なので、高橋委員が言うように、船員保険の加入がないと雇入れ手続きができませんので、それに必要なものとして資格情報のお知らせというのは事業者に対してもこれが出ると。事業者はそれをもって雇入れ手続きで運輸局にいけるという理解でよろしいでしょうか。

上廣船員保険部次長：

ご認識のとおりでございます。

田中委員：

ありがとうございました。

菊池委員長：

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。それでは、時間も来ていますので、最後ということで、高橋委員からお願いします。

高橋委員：

再確認をさせていただきたいのですが、外国人は日本国内に入った時点でマイナンバーを付与されて、それに基づいて船員保険がマイナ保険証にしても、資格証明書にしても、すぐこれが交付をされるという理解でよろしいですか。

上廣船員保険部次長：

資格取得届を出していただければ、資格情報のお知らせは速やかに交付させていただきます。船員保険部としては、それをさせていただきます。

菊池委員長：

高橋委員、よろしいでしょうか。

高橋委員：

例えば、羽田についた時点で当該外国人がもうマイナンバーを持っているという理解でよろしいですね。

上廣船員保険部次長：

マイナンバーの交付は船員保険で行っていないので、こちらでは回答することができません。

高橋委員：

それでは、マイナンバーがない場合、資格確認書は即発行できるという体制があるという理解でいいですか。

上廣船員保険部次長：

すみません、デジタル庁のホームページですけども、外国の方は来日後、初めて住民票が作成される際に12桁のマイナンバーが附番されますということになっているということです。

高橋委員：

ですから、入国してすぐにはマイナンバーというのは持っていないわけですよ。資料の4ページに書いてあるように、マイナンバーが確認できないということになるわけですよ。そうすると資格確認書を発行せざるを得ないと、こういう理解でよろしいですかということをお聞きしたところなんです。

菊池委員長：

ありがとうございました。それでは、様々ご意見いただきましたので、とりわけ周知、広報の点なども十分踏まえていただいて、保険証新規発行終了に伴う事務手続きについて準備を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

すみません、所定の時間を少々過ぎておりますが、その他議題がございます。これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

上廣船員保険部次長：

その他ですけれども、資料7と資料8を用意させていただいております。資料7は、健康づくり関係の取組の進捗等についてということで、令和6年度に入ってから健康づくり関係の取組の進捗状況でございます。

1. から関係団体との連携、2. 「船員の健康づくり宣言」、3. 船舶所有者訪問、4. オーダーメイド通知、5. 船員保険健康アプリ、6. オンライン禁煙プログラム、7. 出前健康講座、8. 船員健康づくりサポーター、9. 鼎談記事の掲載、10. 船員の健康づくりに関する意識調査というところで、それぞれ6年度に入ってから取組状況や、エントリー数などを記載させていただいております。本来なら説明をさせていただきたいのですが時間も関係がございますので、お読み取りをいただきますように、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、資料8ですけれども、こちらが先ほどアンケート調査をしたというご報告をさせてもらいましたけれども、その結果の概要版ということでまとめたものでございます。こちらの特徴的なところをご紹介できたらよかったですけれども、お時間の関係もありますので確認のほうをお願いしたいと思っております。実は、こちらは各委員に事前にメール等でもご提供させてもらった中身になっておりますので、申し訳ないですけどもお読み取りいただけたらと思っております。

特に1ページ目のところを見ていただきますと、実施期間が令和6年2月2日から2月22日までということで、有効回答見ていただきますと、本当に船舶所有者の皆様ほか、多くの方に、このアンケートにご協力いただいたということで、先ほど言ったような働き方も含めて、細かくいろいろな質問に答えていただいております。その結果につきましては非常に貴重な情報だと考えておりますので、もちろん船員保険部の中でこれを生かした事業

に使っていきたいというところもありますし、関係団体の皆様にもご提供する中で、今後の船員の環境づくりに役立ててもらえたらというところで考えているところでございますので、今回はこういうものをつくらせてもらいましたというご紹介のみにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。その他については、以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。時間がない中でのご説明となり申し訳ございませんでした。事前に資料は配付させていただいているということで、それも踏まえまして何かご意見、ご質問などございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。後日、何かまたご質問等ございましたら事務局にお寄せいただければと存じます。その中で重要なものがあれば、またほかの委員とも共有していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日予定しておりました議題は以上ですが、厚生労働省から報告事項があると伺っています。それでは、ご説明お願いいたします。

佐藤保険課長

厚生労働省でございます。お手元に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律という横の資料、こども家庭庁作成資料を配付しております。この場で法律が6月に成立をしておりますので、内容を簡単にご紹介申し上げたいと思っております。まず、1枚おめくりいただきまして、子ども・子育て支援法、1ページ目でございます。法律の概要というところで、ここに内容は尽きておりますので、内容を若干ご紹介申し上げます。

上のほうに箱がございまして、改正の趣旨でございますけれども、少し字が細かくて恐縮ですが、こども未来戦略、これは令和5年の12月に閣議決定されたものでございます。社会全体で子育てを応援していこうということで、様々な対策を盛り込んでおります。その中で法律に関わるものを、この法律の中に盛り込んでいると、こういう趣旨の法律でございます。

改正の概要というところで、この法律にどのようなことが盛り込まれているのかというところが、ちょうど1ページ目の真ん中に大きな1、2、3と書いてございますけれども、こういった内容が盛り込まれております。ポイントのみご紹介申し上げますと、まず一番大きな1番の「加速化プラン」において実施する具体的な施策というところで(1)から(3)までございます。まず、(1)でございますけれども、ライフステージを通じた子育てにかかる経済的支援の強化ということで、①児童手当の関係でございますけれども、支給期間を高校生の世代まで伸ばす、それから所得制限を撤廃する。それから、第三子以降の児童の支給額を月3万円とする。それから、支払い月、これを年3回から年6回に増やすと、こういった取組を、この法律の中に盛り込んでございます。

それから、②として妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付をつくり相談支援

等と効果的に組み合わせて、総合的な支援を行っていくということを法律に盛り込んでおります。

それから(2)全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充というところで、細かいことがいろいろとありますので、ポイントのみにしますけれども、①で妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業をつくる。それから、②ということで、保育所等に通っていない3歳未満のお子さんの通園のための給付、こども誰でも通園制度というものを創設する。それから、ちょっと飛ばしまして⑦ヤングケアラーを支援対象として明記をする、こういったことを盛り込んでおります。

それから、(3)共働き・共育ての推進ということで、①は、両親ともに育児休業を取得した場合に育児休業の給付率を増やすでありますとか、あるいは2歳未満で育児期に時短の勤務を行った場合に新しく賃金の10%ぐらいの給付をつくると、こういうことを盛り込んでおります。

それから、(3)の②でございますけれども、国民年金1号、自営業やフリーランスの方々については育児期間の保険料の免除措置をつくるということを盛り込んでおります。

それから、大きな2番目、これはこども金庫の創設ということで、収支を見えるようにしましょうということで、こども関係の収支について特別会計をつくりましょうということでございます。

それから、大きな3番目、これは保険者に一番関わるところだと思っておりますけれども、こども・子育て支援金制度の創設というところで、これらの事務を行うために支援金をつくりましょうということでございます。②のところに医療保険者が被保険者等から徴収する保険料にこども・子育て支援金を含めるということで、医療保険制度の中で徴収をしていくという仕組みになります。

また、この保険料率の関係でございますけれども、③にありますとおり歳出改革と賃上げによって実質的な社会保障負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で令和8年度、2026年から令和10年度、2028年度にかけて、段階的に、この納付金の制度を導入していくということを予定しております。この詳細につきましては、また今後こども家庭庁を中心に厚労省とも相談をしながら細部を詰めていくということになります。

2ページ目以降は、国会の審議における議論を踏まえて、衆議院、参議院において附帯決議というものが付されております。その中で、いわゆる支援金に関わる部分、赤い枠で囲っております支援金制度、この導入に当たっては、できる限り社会保障の負担軽減の範囲内でしっかり収めるようにしましょうとか、あるいは医療・介護サービスへのアクセス、あるいは必要な保障が欠けることのないように改革を進めていくでありますとか、あるいはこども・子育て支援金の周知、これをしっかりやってみましょうとか、見える化を図っていく、また政策の効果検証、あるいは必要に応じた見直し、こういったものをしっかりやってみましょうと。また、具体的な制度の施行に向けて、様々な関係者、財源の供出者の方々が参画をした場で検討をして、具体的な施行に向けた事務を詰めていってみましょうとか、こういう

ことが附帯決議として付されているというものでございます。若干駆け足で恐縮ですが、説明は以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。これについてはよろしいでしょうか。

それでは、これにて終了とさせていただきます。次回の日程などについて、事務局からお願いいたします。

上廣船員保険部次長：

委員長、すみません、その前に1点。債権の関係ですけれども。

菊池委員長：

どうぞ、お願いします、

上廣船員保険部次長：

今現在、原因が分かっていないということなので、申し訳ございませんが、全委員に調査結果につきましては必ず近日中にご報告させていただきますので、その上で一人一人の皆様にご承認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

菊池委員長：

立川委員、そういうことでお許しいただければと思ひます。

上廣船員保険部次長：

次回の船員保険協議会につきましては、11月に開催を予定しております。主な議題は、来年度の保険料率の方向性等についてお諮りする予定としております。詳細な日程は各委員と調整の上、後日、連絡をさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

菊池委員長：

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。お時間を超過しましたが、様々なご議論いただきましてありがとうございます。これにて第64回船員保険協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(了)